

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日		校長名	所在地																															
中央医療歯科専門学校	平成10年3月20日		渡邊 恵里	〒 373-0026 (住所) 群馬県太田市東本町41-12 (電話) 0276-25-8833																															
設置者名	設立認可年月日		代表者名	所在地																															
学校法人有坂中央学園	昭和40年12月24日		中島 憲太郎	〒 371-0844 (住所) 群馬県前橋市古市町1-49-1 (電話) 027-256-7000																															
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定期	高度専門士認定期	職業実践専門課程認定期																														
医療	医療専門課程	歯科衛生士学科	平成19(2007)年度	-	平成26(2014)年度																														
学科の目的	本学科は、歯科衛生士に必要なり知識技能を修得せしめ、社会に優位有能なる実践的人物を養成する事を目的とする																																		
学科の特徴（主な教育内容、取得可能な資格等）	歯科衛生士国家試験受験資格																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,630 単位時間	1,260 単位時間	0 単位時間	1,370 単位時間	0 単位時間	0 単位時間																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																															
120人	75人	0人	0%	1%																															
就職等の状況	<table border="1"> <tr><td>■卒業者数(C)</td><td>25</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職希望者数(D)</td><td>25</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職者数(E)</td><td>25</td><td>人</td></tr> <tr><td>■地元就職者数(F)</td><td>19</td><td>人</td></tr> <tr><td>■就職率(E/D) :</td><td>100</td><td>%</td></tr> <tr><td>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)</td><td>76</td><td>%</td></tr> <tr><td>■卒業者に占める就職者の割合(E/C)</td><td>100</td><td>%</td></tr> <tr><td>■進学者数</td><td>0</td><td>人</td></tr> <tr><td>■その他</td><td colspan="2"></td></tr> </table> <p>(令和 6 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 県内外歯科医院</p>							■卒業者数(C)	25	人	■就職希望者数(D)	25	人	■就職者数(E)	25	人	■地元就職者数(F)	19	人	■就職率(E/D) :	100	%	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	76	%	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	100	%	■進学者数	0	人	■その他			
	■卒業者数(C)	25	人																																
■就職希望者数(D)	25	人																																	
■就職者数(E)	25	人																																	
■地元就職者数(F)	19	人																																	
■就職率(E/D) :	100	%																																	
■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	76	%																																	
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	100	%																																	
■進学者数	0	人																																	
■その他																																			
■民間の評価機関等から第三者評価： ※有の場合、例えば以下について任意記載	無																																		
第三者による学校評価	評価団体：	受審年月：	評価結果を掲載したホームページURL																																
当該学科のホームページURL	http://www.chuo.ac.jp/cis/																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>2,630 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>900 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>2,630 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>900 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table> <p>(B : 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr> </table>							総授業時数	2,630 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	2,630 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
	総授業時数	2,630 単位時間																																	
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																																		
うち必修授業時数	2,630 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	900 単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																																		
総単位数	単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																																		
うち必修単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																																		
	<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>4人</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0人</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>4人</td></tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人	計		4人										
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	4人																																	
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人																																	
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																																	
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																																	
計		4人																																	

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

本学科は職業実践の推進を図ることを目的に、中央医療歯科専門学校歯科衛生士学科と企業等が有する知識・技術・技能を統合し、座学の連携を推進することにより、人材の専門性を向上させ、地域の産業振興や社会貢献を図り、実務実践能力の育成に資する事を目的とする。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は校内組織上、職員会議の上位に位置付けしており、教育過程編成委員会より出された意見については副校长を中心にして学科で具現化を図り、次年度の教育過程の編成反映させている。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
小野 好一	太田新田歯科医師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	①
飯塚 光宏	飯塚歯科医院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	③
渡邊 恵里	中央医療歯科専門学校 学校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	—
塚本 篤	中央医療歯科専門学校 副校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	—
戸田 恵理	中央医療歯科専門学校 学事教務部 課長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	—
米岡 葉月	中央医療歯科専門学校 歯科衛生士学科 学課長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	—
細井 亮太	中央医療歯科専門学校 学事教務部 課長代理	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回（4月、2月）

(開催日時（実績）)

第1回 令和6年4月4日 17：00～18：00

第2回 令和7年2月13日 17：00～18：00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

教育課程編成委員会で提言された意見を集約し、学科教員で内容の検討を行う。有効かつ実現可能な案件は改善・工夫を行う。具体的には、歯科医院でのマナーなど職種独自の学びはできるかという意見に対し、コミュニケーション論取り入れている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係																			
(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針																			
医療人としての自覚を養うと共に実際の業務を学習する。卒業後の業務に対し速やかに対応できる能力を身に付ける。																			
(2) 実習・演習等における企業等との連携内容																			
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記																			
本校開講科目「臨床・臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の中で、連携企業等にて職業実践のための演習・実習を行う。実習施設として登録している医院等に対して実習内容を依頼（書面） 実習期間中には1～3回実習施設へ訪問し、院長又は実習指導者との内容確認や情報交換を実施。実習終了時には、実習指導者による5段階評価を踏まえ、学生の成績評価・単位認定を行う。																			
(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科 目 名</th><th>企 業 連 携 の 方 法</th><th>科 目 概 要</th><th>連 携 企 業 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨床・臨地実習Ⅰ</td><td>3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)</td><td>歯科臨床・公衆衛生の現場において、円滑に業務を行う能力を養う</td><td>小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野</td></tr> <tr> <td>臨床・臨地実習Ⅱ</td><td>3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)</td><td>専門科目の領域として、臨床臨地実習を行う。歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に着ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。</td><td>小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野</td></tr> <tr> <td>臨床・臨地実習Ⅲ</td><td>3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)</td><td>歯科臨床・公衆衛生及び高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に付ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。</td><td>小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野</td></tr> </tbody> </table>				科 目 名	企 業 連 携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等	臨床・臨地実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科臨床・公衆衛生の現場において、円滑に業務を行う能力を養う	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野	臨床・臨地実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	専門科目の領域として、臨床臨地実習を行う。歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に着ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野	臨床・臨地実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科臨床・公衆衛生及び高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に付ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野
科 目 名	企 業 連 携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等																
臨床・臨地実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科臨床・公衆衛生の現場において、円滑に業務を行う能力を養う	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野																
臨床・臨地実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	専門科目の領域として、臨床臨地実習を行う。歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に着ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野																
臨床・臨地実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	歯科臨床・公衆衛生及び高齢者施設の現場において、円滑に業務を行う能力を身に付ける事を目的とする。全て校外実習とし、歯科医療機関及び高齢者施設において見学及び実習とする。	小野歯科医院・飯塚歯科医院・中野																
3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係																			
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針																			
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記																			
実務に関する知識・技術・技能の向上と指導力の向上を目指した研修を実施する。また、教育研修規定に基づき、階層別研修やOJTによる組織的な人材育成の取り組みを支援するとともに、教員の学ぶ意欲や向上心を喚起する魅力ある研修を実施し、職員の自己啓発意欲を高める。又、他施設等が講師を招いて行う学外の研修等へも知識・技術向上のため積極的に参加する事を推奨することとしている。																			
(2) 研修等の実績																			
① 専攻分野における実務に関する研修等																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>専任教員講習会Ⅱ</td><td>連携企業等:</td><td>全国歯科衛生士教育協議会</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和6年7月29日～8月2日</td><td>対象:</td><td>専任教員(1名)</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>歯科衛生学教育法</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	専任教員講習会Ⅱ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会	期間:	令和6年7月29日～8月2日	対象:	専任教員(1名)	内容	歯科衛生学教育法						
研修名:	専任教員講習会Ⅱ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会																
期間:	令和6年7月29日～8月2日	対象:	専任教員(1名)																
内容	歯科衛生学教育法																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>第15回 歯科衛生士養成校教員研修会</td><td>連携企業等:</td><td>株式会社 松風</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和6年8月19日</td><td>対象:</td><td>専任教員(2名)</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>歯科衛生士業務の多様化における働き方</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	第15回 歯科衛生士養成校教員研修会	連携企業等:	株式会社 松風	期間:	令和6年8月19日	対象:	専任教員(2名)	内容	歯科衛生士業務の多様化における働き方						
研修名:	第15回 歯科衛生士養成校教員研修会	連携企業等:	株式会社 松風																
期間:	令和6年8月19日	対象:	専任教員(2名)																
内容	歯科衛生士業務の多様化における働き方																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>太田新田歯科医師会スキルアップセミナー</td><td>連携企業等:</td><td>一般社団法人太田新田歯科医師会</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和6年10月20日</td><td>対象:</td><td>専任教員(2名)</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>セルフケアの指導方法</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	太田新田歯科医師会スキルアップセミナー	連携企業等:	一般社団法人太田新田歯科医師会	期間:	令和6年10月20日	対象:	専任教員(2名)	内容	セルフケアの指導方法						
研修名:	太田新田歯科医師会スキルアップセミナー	連携企業等:	一般社団法人太田新田歯科医師会																
期間:	令和6年10月20日	対象:	専任教員(2名)																
内容	セルフケアの指導方法																		
② 指導力の修得・向上のための研修等																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>専任教員講習会Ⅱ</td><td>連携企業等:</td><td>全国歯科衛生士教育協議会</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和6年7月29日～8月2日</td><td>対象:</td><td>専任教員(1名)</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>歯科衛生学教育法</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	専任教員講習会Ⅱ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会	期間:	令和6年7月29日～8月2日	対象:	専任教員(1名)	内容	歯科衛生学教育法						
研修名:	専任教員講習会Ⅱ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会																
期間:	令和6年7月29日～8月2日	対象:	専任教員(1名)																
内容	歯科衛生学教育法																		
(3) 研修等の計画																			
① 専攻分野における実務に関する研修等																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>専任教員講習会Ⅲ</td><td>連携企業等:</td><td>全国歯科衛生士教育協議会</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和7年8月18日～8月22日</td><td>対象:</td><td>専任教員(1名)</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>歯科衛生学教育法</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	専任教員講習会Ⅲ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会	期間:	令和7年8月18日～8月22日	対象:	専任教員(1名)	内容	歯科衛生学教育法						
研修名:	専任教員講習会Ⅲ	連携企業等:	全国歯科衛生士教育協議会																
期間:	令和7年8月18日～8月22日	対象:	専任教員(1名)																
内容	歯科衛生学教育法																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>太田新田歯科医師会スキルアップセミナー</td><td>連携企業等:</td><td>太田新田歯科医師会</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和7年11月</td><td>対象:</td><td>専任教員</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	太田新田歯科医師会スキルアップセミナー	連携企業等:	太田新田歯科医師会	期間:	令和7年11月	対象:	専任教員	内容	0						
研修名:	太田新田歯科医師会スキルアップセミナー	連携企業等:	太田新田歯科医師会																
期間:	令和7年11月	対象:	専任教員																
内容	0																		
② 指導力の修得・向上のための研修等																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>研修名:</td><td>発達障害の理解と合理的配慮について</td><td>連携企業等:</td><td>私学振興会</td></tr> <tr> <td>期間:</td><td>令和7年8月28日</td><td>対象:</td><td>専任教員</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>0</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				研修名:	発達障害の理解と合理的配慮について	連携企業等:	私学振興会	期間:	令和7年8月28日	対象:	専任教員	内容	0						
研修名:	発達障害の理解と合理的配慮について	連携企業等:	私学振興会																
期間:	令和7年8月28日	対象:	専任教員																
内容	0																		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校は企業等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置する。委員会は情報提供された資料をもとに評価を実施し、報告を受けた校長は評価結果を教育活動その他の学校運営の改善に生かすとともに、その結果をホームページ等で公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	専門分野の特性、学校の理念、目的、育成人材像、将来構想
(2)学校運営	目的に沿った運営方針、事業計画、規程、コンプライアンス、情報公開
(3)教育活動	教育課程の編成・実施方針、工夫、開発、外部評価、判定基準
(4)学修成果	進学率、就職率、資格取得率向上、退学率低減
(5)学生支援	経済支援体制、観光管理、生活環境支援、卒業生支援、職業教育
(6)教育環境	施設設備の整備、教育体制の整備、防災体制の整備
(7)学生の受入れ募集	募集活動、教育成果の伝達
(8)財務	財務基盤、予算收支計画、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	設置基準の遵守、適正な運営、問題の改善、自己評価の公開
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献活動、ボランティア活動、公開講座、教育訓練
(11)国際交流	留学生の受入・派遣、国内外での評価

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会で委員から出された、学校の様子をわかりやすく知つもらう一つの方法として、見やすいホームページの構築を構築している

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
小野 好一	太田新田歯科医師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	団体役員
飯塚 光宏	飯塚歯科医院 院長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	企業等役員
尾澤 美紀	同窓会 評議員	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	卒業生
長島 薫	保護者会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (1年)	保護者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

IIRI : http://www.chuo.ac.jp/cis/
公表時期 : 45869

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は歯科衛生士養成校施設として、医療業界で期待される歯科衛生士を養成することを目的としている。教育目標については「現代の地域社会に貢献できる医療と衛生に関する高度の知識・技能を習得させ・国家資格・各種検定資格を取得し高い倫理性と豊かな人間性を持つスペシャリストを養成する」を掲げている。企業等の学校関係者に本校の教育活動その他の学校情報をホームページをはじめ

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	HPシラバスに記載
(2)各学科等の教育	シラバス・学生生活の手引きに記載
(3)教職員	組織図に記載
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職研究の時間を設け、担任、就職指導センターが協力して、就職指導部から
(5)様々な教育活動・教育環境	HPシラバスに記載・学園新聞に記載
(6)学生の生活支援	定期的な学生面談を実施
(7)学生納付金・修学支援	定期的な学生面談を実施
(8)学校の財務	HPに記載
(9)学校評価	HPに記載
(10)国際連携の状況	応募の都度個別に対応
(11)その他	こつないに掲示

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

IJRI : <http://www.chuo.ac.jp/cis/>
公表時期 : 45869

授業科目等の概要

分類	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	授業方法		場所	教員	企業等との連携
					単位数	講義			
					実習・実技	校内	校外	兼任	
必修	生物学	基礎科目の「科学的思考の基礎」という領域での生物学を学ぶ。この科目は、生物学をより多く身に付けることで、より多くの知識を身に付けることを目的とする。特に、生物学へ興味があることで実験の基礎で使われる実験の知識について学ぶ。演習レベルとしては、高等学校卒業程度とし、高等学校修業範囲はすべて網羅した上で、さらに必要な範囲・知識を追加していく。	1前	30	2	○		○	○
必修	化学	基礎科目の「科学的思考の基礎」という領域での化学を学ぶ。化学会は、歯科衛生士として必要な知識を身に付けることで、より多くの知識を身に付ける。特に、化学へ興味があることで実験の基礎で使われる実験の知識について学ぶ。演習レベルとしては、高等学校卒業程度とし、高等学校修業範囲はすべて網羅した上で、さらに必要な範囲・知識を追加していく。	2前	30	2	○		○	○
必修	心理学	基礎科目の「人間と生活の基礎」という領域での心理学を学ぶ。まず、心理学を学んでから、それを用いて歯科衛生士として必要な知識を身に付ける。特に、心理学の基礎知識を身に付けることによって、患者特有の心の動きやそれに対する心理的な対応の要点などを具体的に学ぶ。	1通	60	4	○		○	○
必修	外国語 I	基礎科目の「人間と生活の基礎」という領域での外国語を学ぶ。プロフェッショナルとしての歯科衛生士になる為の英会話能力の習得、外国の歯科関係文献の読解力を養うこと目的とする。	1前	15	1	○		○	○
必修	外国語 II	基礎科目の「人間と生活の基礎」という領域での外国語を学ぶ。プロフェッショナルとしての歯科衛生士になる為の英会話能力の習得、外国の患者に対する対応ができるようになることを目的とする。	2前	15	1	○		○	○
必修	解剖学	専門基礎科目として「人間の構造と機能」を理解するために、解剖学を学ぶ。具体的な内容としては、解剖学一人への知識を理解する。解剖学一人への知識を理解する。発育の必要性と発育の原因、歯及び骨組織の発育、歯の発育について理解することを目的とする。	1通	90	6	○		○	○
必修	生理学	専門基礎科目の「人体の構造と機能」を理解するために生理学を学ぶ。まず生理学の概要を学び歯及び口腔の生理について理解することを目的とする。	1前	30	2	○		○	○
必修	歯牙解剖学・組織・発生類	専門基礎科目の「歯・口腔の構造と機能」の領域として歯牙解剖学を学ぶ。歯の形態を学び、歯の機能、咬合関係を理解できるようにする。	1後	30	2	○		○	○
必修	病理学	専門基礎科目として「疾病の成り立ちと回復の促進」を理解するために病理学を学ぶ。病理学の概要を学び、全身の病理および口腔病理について十分に理解していく。	1後	30	2	○		○	○
必修	微生物学	専門基礎科目として「疾病的成り立ちと回復の促進」について理解するために微生物学を学ぶ。まず微生物学の概要を学び、歯及び口腔に常在する微生物について十分に理解することを目的とする。	1通	30	2	○		○	○
必修	一般薬理学	専門基礎科目として「疾病的成り立ちと回復の促進」について理解するために薬理学を学ぶ。まず薬理学の概要を学び、薬理学の概要を理解することを目的とする。	1後	15	1	○		○	○
必修	歯科薬理学	専門基礎科目として「疾病的成り立ちと回復の促進」について理解するために薬理学を学ぶ。歯科衛生士が、医療スタッフの専門職として勤務していく上で薬理学が非常に重要な知識である。薬理学の概要を学び、十分な理解ができるることを目的とする。	1後	15	1	○		○	○
必修	口腔衛生学 I	専門基礎科目として「歯・口腔の健康と予防にかかる人間と社会の仕組み」を理解するためには、歯科衛生士が、医療スタッフの専門職として勤務していく上で薬理学が非常に重要な知識である。薬理学の概要を学び、十分な理解ができるることを目的とする。	1通	45	3	○		○	○
必修	口腔衛生学 II	専門基礎科目として「歯・口腔の健康と予防にかかる人間と社会の仕組み」を理解するためには、歯科衛生士が、医療スタッフの専門職として勤務していく上で薬理学が非常に重要な知識である。薬理学の概要を学び、十分な理解ができるることを目的とする。	2通	45	3	○		○	○
必修	衛生・公衆衛生学	専門基礎科目として「歯・口腔の健康と予防にかかる人間と社会の仕組み」を理解するためには、歯科衛生士が、医療スタッフの専門職として勤務していく上で薬理学が非常に重要な知識である。薬理学の概要を学び、十分な理解ができるることを目的とする。	2通	30	2	○		○	○
必修	衛生行政・社会福祉	専門科目として「歯・口腔の健康と予防にかかる人間と社会の仕組み」を理解するためには、歯科衛生士が、医療スタッフの専門職として勤務していく上で薬理学が非常に重要な知識である。薬理学の概要を学び、十分な理解ができるることを目的とする。	2後	30	2	○		○	○
必修	歯科衛生士概論	専門科目として「歯科衛生士概論」を学ぶ。歯科衛生士教育開始当初に行なう歯科衛生士概論の概念を会得することともに歯科衛生士としての心構えを持てることを目的とする。講義を通して、歯科衛生士の意義を十分に理解してほしい。	1前	15	1	○		○	○
必修	歯科医療倫理学	専門科目の「歯科衛生士概論」の領域として歯科医療倫理学を学ぶ。生体倫理と医療倫理を学ぶことから患者を中心とする新たな医療倫理観に基づく全人的医療を理解していく。	3後	15	1	○		○	○
必修	歯科臨床概論	専門科目の「臨床歯科医学」の領域として歯科臨床概論を学ぶ。歯科医療の概要を学び、その診療補助の基礎となる知識を得ることを目的とする。	1前	30	2	○		○	○
必修	保存修復学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として保存修復学を学ぶ。歯科保存修復学の概要を学び、その診療補助の能力を得ることを目的とする。	2前	30	2	○		○	○
必修	歯内療法学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯内療法学を学ぶ。歯内療法学の概要を学び、その診療補助の能力を得ることを目的とする。	2前	30	2	○		○	○
必修	歯周治療学 I	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯周治療学を学ぶ。歯周病の予防と治療法を学び、「歯周病」がどのような病気であるか、原因や進行のメカニズムを理解してうえで適切な予防法、及び、治療法の目的や理論を理解していくことを目的とする。	1後	15	1	○		○	○
必修	歯周治療学 II	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科補綴学を学ぶ。歯科補綴学の概要を学び、その診療補助の能力を身に付けることを目的とする。	2前	15	1	○		○	○
必修	歯科補綴学 I	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科補綴学を学ぶ。歯科補綴学の概要を学び、その診療補助の能力を身に付けることを目的とする。	2前	15	1	○		○	○
必修	歯科補綴学 II	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科補綴学を学ぶ。歯科補綴学の概要を学び、その診療補助の能力を身に付けることを目的とする。	3前	15	1	○		○	○

26	○		口腔外科学 I	専門科目「臨床歯科医学」の領域として口腔外科学を学ぶ。 口腔外科学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	2 前 3 後	15 15	1 1	○ ○		○ ○	○ ○
27	○		口腔外科学 II	専門科目「臨床歯科医学」の領域として口腔外科学を学ぶ。 口腔外科学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	2 前 3 後	30 15	2 1	○ ○		○ ○	○ ○
28	○		小児歯科学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として小児歯科学を学ぶ。 小児歯科学の概要を理解し、その診療補助の能力を習得し、さらに心身障害児等に対する対応についても理解していくことを目的とする。	2 前	30	2	○		○ ○	○ ○
29	○		歯科矯正学 I	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科矯正学を学ぶ。 歯科矯正学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	2 前	15	1	○		○ ○	○ ○
30	○		歯科矯正学 II	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科矯正学を学ぶ。 歯科矯正学の概要を学び、その診療補助の能力を習得することを目的とする。	3 前	15	1	○		○ ○	○ ○
31	○		障害者歯科学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科放射線学を学ぶ。 歯科放射線学の概要を学び、歯科衛生士として必要な歯科放射線学についての理解を十分に深めることを目的とする。	2 前	30	2	○		○ ○	○ ○
32	○		歯科放射線学	専門科目「臨床歯科医学」の領域として歯科放射線学を学ぶ。 歯科放射線学の概要を学び、歯科衛生士として必要な歯科放射線学についての理解を十分に深めることを目的とする。	1 通	30	2	○		○ ○	○ ○
33	○		歯科予防処置論 I 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	1 通	15	1	○		○ ○	○ ○
34	○		歯科予防処置論 I 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	1 通	60	2	△		○ ○	○ ○
35	○		歯科予防処置論 II 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	2 通	15	1	○		○ ○	○ ○
36	○		歯科予防処置論 II 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	2 通	60	2	△		○ ○	○ ○
37	○		歯科予防処置論 III 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	3 通	15	1	○		○ ○	○ ○
38	○		歯科予防処置論 III 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科予防処置論を学ぶ。 歯科予防処置について十分理解し、その手技を熟練していくとともに相互実習の訓練を通じて、術者との共同動作を習熟することを目的とする。	3 通	60	2	△		○ ○	○ ○
39	○		歯科保健指導論 I 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導論および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	1 通	15	1	○		○ ○	○ ○
40	○		歯科保健指導論 I 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導論および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	1 通	60	2	△		○ ○	○ ○
41	○		歯科保健指導論 II 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導論および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	2 通	15	1	○		○ ○	○ ○
42	○		歯科保健指導論 II 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導論および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	2 通	30	1	△		○ ○	○ ○
43	○		歯科保健指導論 III 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導論および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	3 通	15	1	○		○ ○	○ ○
44	○		歯科保健指導論 III 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科保健指導論を学ぶ。 歯科保健指導論および歯科衛生教育の基礎的技法を習熟し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養うことを目的とする。	3 通	60	2	△		○ ○	○ ○
45	○		歯科保健指導論(栄養指導学 I)	専門科目の「口腔保健学」の領域として栄養指導学を学ぶ。 栄養学の概要を学び、歯科保健指導論及び歯科衛生教育を適切に行うのに必要な栄養と食事指導について十分理解することを目的とする。	1 後	30	2	△		○ ○	○ ○
46	○		歯科保健指導論(栄養指導学 II)	専門科目の「口腔保健学」の領域として栄養指導学を学ぶ。 栄養学の概要を学び、歯科保健指導論及び歯科衛生教育を適切に行うのに必要な栄養と食事指導について十分理解することを目的とする。	2 前	15	1	○		○ ○	○ ○
47	○		歯科保健指導論(栄養指導学 III)	専門科目の「口腔保健学」の領域として栄養指導学を学ぶ。 栄養学の概要を学び、歯科保健指導論及び歯科衛生教育を適切に行うのに必要な栄養と食事指導について十分理解することを目的とする。	3 後	15	1	○		○ ○	○ ○
48	○		歯科診療補助論 I 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科診療補助論を学ぶ。 歯科診療補助論に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 通	15	1	○		○ ○	○ ○
49	○		歯科診療補助論 I 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科診療補助論を学ぶ。 歯科診療補助論に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 通	30	1	△		○ ○	○ ○
50	○		歯科診療補助論 II 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	2 通	30	1	△		○ ○	○ ○
51	○		歯科診療補助論 III 講義	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	3 通	15	1	○		○ ○	○ ○
52	○		歯科診療補助論 III 実習	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。 基礎介護に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	3 通	60	2	△		○ ○	○ ○
53	○		歯科診療補助論(歯科材料学)	専門科目の「口腔保健学」の領域として歯科材料学を学ぶ。 歯科材料学に関する知識を取得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 後	15	1	○		○ ○	○ ○

54	○		歯科診療補助論(看護学)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。基礎介護に関する知識を得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 後	15	1	○		○	○	○
55	○		歯科診療補助論(臨床検査学)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。基礎介護に関する知識を得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	1 後	15	1	○	△	○	○	○
56	○		歯科診療補助論(基礎介護技術)	専門科目の「口腔保健学」の領域として基礎介護技術を学ぶ。基礎介護に関する知識を得し、その基本的実技を習熟し、臨床の場に十分対応し得る能力としていく事を目的とする。	3 通	35	1	△	○	○	○	○
57	○		臨床・臨地実習Ⅰ	歯科臨床・公衆衛生の現場において、円滑に業務を行なう能力を身に付けることを目的とする。全て、校外実習とし、歯科医療機関において見学実習とする。	1 通	45	1	○		○	○	○
58	○		臨床・臨地実習Ⅱ	専門科目の領域として臨床・臨地実習を行う。歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行なう能力を身に付けることを目的とする。全て、校外実習とし、歯科医療機関および高齢者施設において見学および実習とする。	2 通	360	8		○	○	○	○
59	○		臨床・臨地実習Ⅲ	歯科臨床・公衆衛生および高齢者施設の現場において、円滑に業務を行なう能力を身に付けることを目的とする。全て、校外実習とし、歯科医療機関および高齢者施設において見学および実習とする。	3 前	495	11		○	○	○	○
60	○		コミュニケーション論	選択必修科目として「健康と教養」を理解する為にコミュニケーション論を学ぶ。コミュニケーションの基本である「話す」ことから学び、「聞く」技術も学ぶことで正確に意見を伝えるられるコミュニケーション技術を体得する。	1 通	30	2	○		○	○	
61	○		ビジネス実務	選択必修科目として「健康と教養」を理解するためにビジネス実務を学ぶ。具体的には、社会人としての常識やマナー・ビジネスに関する基礎的な知識を学習し、身に付けることを目的とする。	1 通	30	2	○		○	○	
62	○		秘書概論	選択必修科目として「健康と教養」を理解するための秘書概論(和製)を学ぶ。高齢者の口腔保健を学ぶことによって歯科衛生士に期待されている活躍の場を拡大し、充実させていくための必要な概念、実践論につながる基本的な知識と技術を習得することを目的とする。	1 通	30	2	○	△	○	○	○
63	○		関連医学・高齢歯科学	選択必修科目の「健康と教養」の領域として関連医学(高齢者医学)を学ぶ。高齢者の口腔保健を学ぶことによって歯科衛生士に期待されている活躍の場を拡大し、充実させていくための必要な概念、実践論につながる基本的な知識と技術を習得することを目的とする。	3 前	30	2	○		○	○	○
64	○		卒業研究	選択必修科目の「健康と教養」の領域として卒業研究を行う。今まで学んだことを統合し、問題解決能力を高め歯科衛生士としての自分のビジョンを考える。	3 通	30	2	○	△	△	○	○
合計					64		科目		2630 単位(単位時間)			

卒業要件及び履修方法				授業期間等		
卒業要件： 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したもの。				1学年の学期区分		2期
履修方法： 前末における筆記試験を実施すると共に授業出席率、受講態度及び課題提出物等を総合的に判断し、評価する。				1学期の授業期間		26週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。